令和５年度　平楽中学校いじめ防止基本方針

１　いじめ防止に向けた学校の考え方

（１）いじめの定義

いじめ防止対策推進法第２条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

＊いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」による

（２）いじめ防止等に関する基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

２　「学校いじめ防止対策委員会」の設置

（１）委員会の構成員

管理職（校長・副校長）生徒指導専任、生徒指導部長、教務主任、学年主任、養護教諭、生徒指導部（状況に応じて担任や心理（ＳＣ：スクールカウンセラー）・福祉（ＳＳＷ：スクールソーシャルワーカー）の専門家、外部の専門家の参加を求めることもある。）

（２）委員会の運営

・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月１回以上、定期的に開催する。また、いじめを認知した際は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

・「校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う」

（３）委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核を担うもので、具体的活動は以下に示す。

①未然防止

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境をつくる。

・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を生徒及び保護者に周知する。

②早期発見・事案対処

・いじめの相談、通報の窓口を設置する。（生徒相談室）

・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録を共有する。

・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。

・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

③取組の検証

・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正をする。

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画を行い、計画的に実施する。

・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（ＰＤＣＡサイクルの実行を含む。）を行う。

３　いじめの未然防止、早期発見、事案対処

（１）いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、いじめの未然防止への取組やプログラムを以下に示す。

・生徒の主体的な取組への支援

・授業づくり、集団づくりの具体的な取組

・人権教育、道徳教育の推進

・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

（２）いじめの早期発見

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いを持って、いじめを積極的に認知するため、次の取組を行う。

・いじめの定義理解を含む教職員への研修

・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）

・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施

・定期的な教育相談の実施

・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進

・保護者、地域、関係機関との連携

（３）いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要である。教職員は、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て「学校いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、学校の組織的対応につなげなければならない。いじめを認知した時の対応を学校として次のように取り組む。

・「いじめ防止対策委員会」での情報共有、対応方針決定、記録の作成
・被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援
・保護者の協力、警察署等関係機関との連携
・第三者（周囲でみていたもの、周囲にいたもの）への指導者・支援

（４）いじめの解消

《いじめの解消の要件》

●少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があり、保護者の確認が取れたもの。
①いじめの行為が少なくとも３か月以上止んでいること
②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
●いじめ事案の対応後、日常の見守り活動や定期的な相談活動を実施する

（５）教職員等への研修

「いじめ」根絶！横浜メソッドを活用し、生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（生徒理解研修の推進）や、法の確実な運用を行うための研修を定期的に実施する。

（６）学校運営協議会等の活用

「まちとともに歩む懇話会」や「平楽中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

（７）取組の年間計画

年間計画

月	内　　容
４月	いじめ防止対策委員会（今年度の活動方針等の確認）生徒理解研修
５月	いじめ防止対策委員会、家庭訪問（１年）、地域訪問（２・３年） 第１回教育相談、いじめアンケート実施
６月	学校・家庭・地域連携事業総会、「学校運営協議会①」 いじめ防止対策委員会
７月	地区懇談会、いじめ防止対策委員会、保護者面談、横浜こども会議
８月	第２回教育相談、専任教諭夏季研修に基づく校内研修
９月	いじめ防止対策委員会（前期の振り返り及び後期に向けての確認）「学校運営協議会①」

１０月	保護者面談、いじめ防止対策委員会
１１月	いじめ防止対策委員会、保護者面談（３年）
１２月	人権週間、いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート実施・面談） 保護者面談、いじめ防止対策委員会
１月	いじめ防止対策委員会
２月	いじめ防止対策委員会、「学校運営協議会②」
３月	いじめ防止対策委員会（今年度の反省及び次年度に向けて）

４　重大事態への対処

（１）重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第２８条１項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第１号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第２号）とされている。

（２）重大事態発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに**教育委員会に報告する。**

（３）重大事態の調査（事実関係を明確にするための調査を実施）

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

（４）生徒・保護者への報告

ア　いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ　調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

５　いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年１回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（ＰＤＣＡサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

６　いじめ重大事態の再発防止策

（１）　生徒理解

①生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり
②生徒がＳＯＳを発信しやすい仕組みや環境づくり
③生徒一人ひとりの心理や特性を見出す生徒理解の促進
④生徒一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備

（２）　校内生徒支援体制の充実

①道徳教育、人権教育の充実
②課題解決に向けた組織的な対応力の向上
③生徒指導専任教諭の体制強化と育成
④校長のマネジメント力強化と、生徒指導専任教諭等の課題解決能力の向上
⑤学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底
⑥「教育を受ける権利」を保障するための支援の確実な実施

（３）　保護者との関係構築

①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり
②保護者からの相談への組織的な対応